

141 留学生菊池武夫・穂積陳重・岡村輝彦・小村寿太郎他十
五名へ文部省旧貸費留学生処分定規通達の件に付通報

〔明治十五年十一月二日〕

〔朱書〕
〔欄外注記2〕

〔專学第五百三拾五号〕

今般文部省旧貸費留学生処分定規別冊之通制定相成候ニ就テハ
各留学生へ別紙之通達致候条此段及御通報候也

明治十五年十一月二日

専門学務局長文部大書記官 濱尾 新 印

東京大学総理 加藤弘之殿

今般文部省ニ於テ旧貸費留学生処分定規別紙之通被相定候条請
願可相成儀ニ候ハ、来十二月二十日迄ニ願書御差出可有之御請
願不相成儀ニ候ハ、書面ヲ以テ其旨御申出可有之此段及御通達
候也

明治十五年十一月一日

文部省専門学務局長 濱尾 新

鳩山和夫殿	小村寿太郎殿	菊池武夫殿
齋藤脩一郎殿	松井直吉殿	長谷川芳之助殿
南部球吾殿	平井晴二郎殿	原口 要殿
古市公威殿	沖野忠雄殿	山口半六殿
穂積陳重殿	岡村輝彦殿	桜井錠二殿
増田禮作殿	谷口直貞殿	河上謹一殿
高松豊吉殿		

今般文部省ニ於テ旧貸費留学生処分定規別紙之通被相定候条請
願可相成儀ニ候ハ、御帰朝ノ後三ヶ月已内ニ願書御差出可有之
御請願不相成儀候ハ、右月数内ニ其旨御申出可有之此段予メ及
御通達候也

明治十五年十一月一日

文部省専門学務局長 濱尾 新

石黒五十二殿

寺尾 寿殿

〔表紙〕

明治十五年十月三十日制定

文部省旧貸費留学生処分定規

文部省旧貸費留学生処分定規

第一条 旧貸費留学生ノ此定規ニ従フ者ハ請ニ依リ従前ノ貸費

金ヲ悉皆官費ニ追改スヘシ

第二条 請願者ハ第一号式ノ願書ヲ出サシメ許可ノ後第二号式

ノ誓書ヲ出サシム

第三条 貸費金追改ノ許可ヲ得タル者ハ其許可ノ日ヨリ起算シ

テ其留学年限ノ倍数（留学三ヶ年ナレバ其倍
数ハ六ヶ年ナルガ如シ）ニ当ル年間ハ文

部卿ノ示命スル職務ヲ辞スルヲ得ス又其許可ヲ経ズンテ随
意就職スルヲ得ズ

但文部卿ノ示命ニ因リ奉職スル間相当ノ給料ヲ交付スル
ハ勿論タルベク又此定規制定前ヨリ官府ニ奉職スル者ハ

其職務ニ就キ特ニ本文ノ手續ヲ為サ、ルモ該金追改許可
ノ日ヨリ之ヲ許可シタルモノト認ムベシ

第一号式

私儀曩ニ英独仏米国留学ノ節文部省ヨリ御貸付被下候金額ハ貸
費留学生規則条規ニ拠リ年賦還納可仕之処今般文部省ニ於テ旧
貸費留学生処分定規被設候旨専門学務局長ヨリ通達有之候ニ付
テハ右御貸付金ノ儀該定規ノ旨ニ拠リ悉皆官費ニ御追改被下度
此段相願候也

府県籍族

年月日

氏名印

文部卿某殿

第二号式

私儀曩ニ英独仏米国留学ノ節文部省ヨリ御貸付被下候金額今般
官費ニ御追改ノ儀相願候御許可相成候ニ付テハ自今文部省旧
貸費留学生処分定規ノ旨ヲ遵奉シ誓テ違背不仕候仍テ誓書如此
ニ候也

府県籍族

年月日

氏名印

文部卿某殿

(欄外注記1)

「供閱 総理 (加藤弘之) (花押) 同心得 同補助 幹事 (服部一三) (花押)」

(欄外注記2)

「教務課 (富塚栴) (花押) 会計課 (羽田野国興) 庶務課 (市川寛繁) (花押)」

〔文部省往復〕明治十五年丙、A45